

6. 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収について

(1) フロン回収破壊法の施行状況

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者数は約 27,000 である。
平成 15 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は 1,889 トンであった。

登録数、許可数

(i) フロン類回収業者等の登録数

	H17.4.1現在
第一種フロン類回収業者（事業者数）	26,825
第二種特定製品引取業者（事業所数）	94,773*
第二種フロン類回収業者（事業所数）	30,006

H16.12.31 時点

(ii) フロン類破壊業者の許可事業所数 81（H17.10.1 現在）

立入検査等実施件数

(i) 都道府県及び政令市による平成 16 年度の登録業者立入検査等実施件数

	立入検査件数	任意の实地指導等	合計
第一種フロン類回収業者	1,105	117	1,222
第二種特定製品引取業者	1,982	873	2,855
第二種フロン類回収業者	1,806	671	2,477
合計	4,893	1,661	6,554

(ii) 国による平成 16 年度のフロン類破壊業者の立入検査等実施件数 10 件

フロン類回収量・破壊量の集計結果

(i) 平成 15 年度

		CFC	HCFC	HFC	合計
業務用 冷凍空 調機器	回収した台数(千台)	245	559	62	866
	回収した量(トン)	338	1,458	94	1,889
	うち再利用された量	66	257	12	336
カーエ アコン	回収した台数(千台)	1,141	-	556	1,697
	回収した量(トン)	415	-	223	638
	うち再利用された量	120	-	50	170
	破壊した量(トン)	629	1,471	331	2,431

小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

(ii) 平成 16 年度

		CFC	HCFC	HFC	合計
	破壊した量(トン)	954	1,604	418	2,976

小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

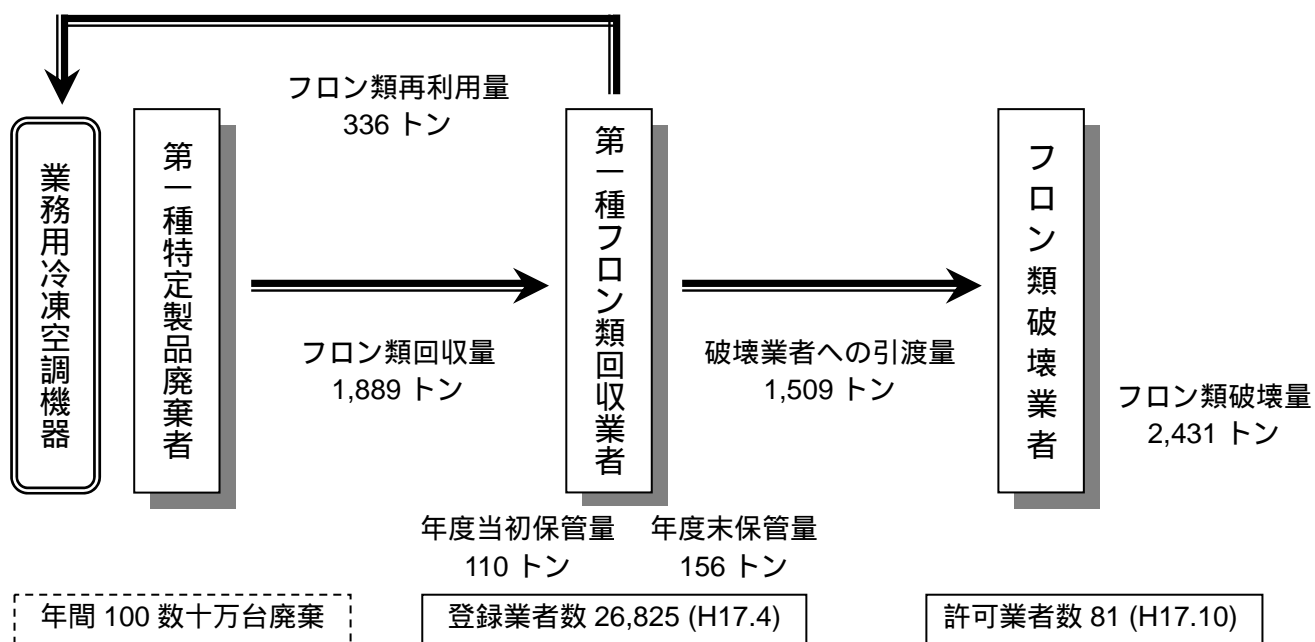


図 28 フロン回収破壊法の施行状況
回収量等の数値は平成 15 年度の実績

表 2 様々な製品に冷媒として用いられるフロン類の回収量（平成 15 年度）

機器	冷媒フロン類回収量 (トン)
業務用冷凍空調機器	1,889
家庭用エアコン	860
家庭用冷蔵冷凍庫	287
自動車	638

(出典) 平成 17 年版環境白書

(2) 業務用冷凍空調機器の使用状況
フロンを使用する主な冷凍空調機器

第一種特定製品	 店舗用エアコン	 ビル用マルチエアコン	 小型チラ室外機	 ガスエンジンヒートポンプ (GHP)
	 ターボ冷凍機	 冷凍冷蔵ショーケース	 業務用冷凍冷蔵庫	 輸送用冷凍ユニット
	 カーエアコン	家電リサイクル法対象製品		 家庭用冷蔵庫
				 家庭用ルームエアコン

業務用冷凍空調機器の出荷等の状況

業務用冷凍空調機器の出荷台数を種類別にみると、パッケージエアコン、冷凍・冷蔵ショーケースの出荷台数が多い。また、2003年の業務用冷凍空調機器のストック量は約2,100万台と推計される。

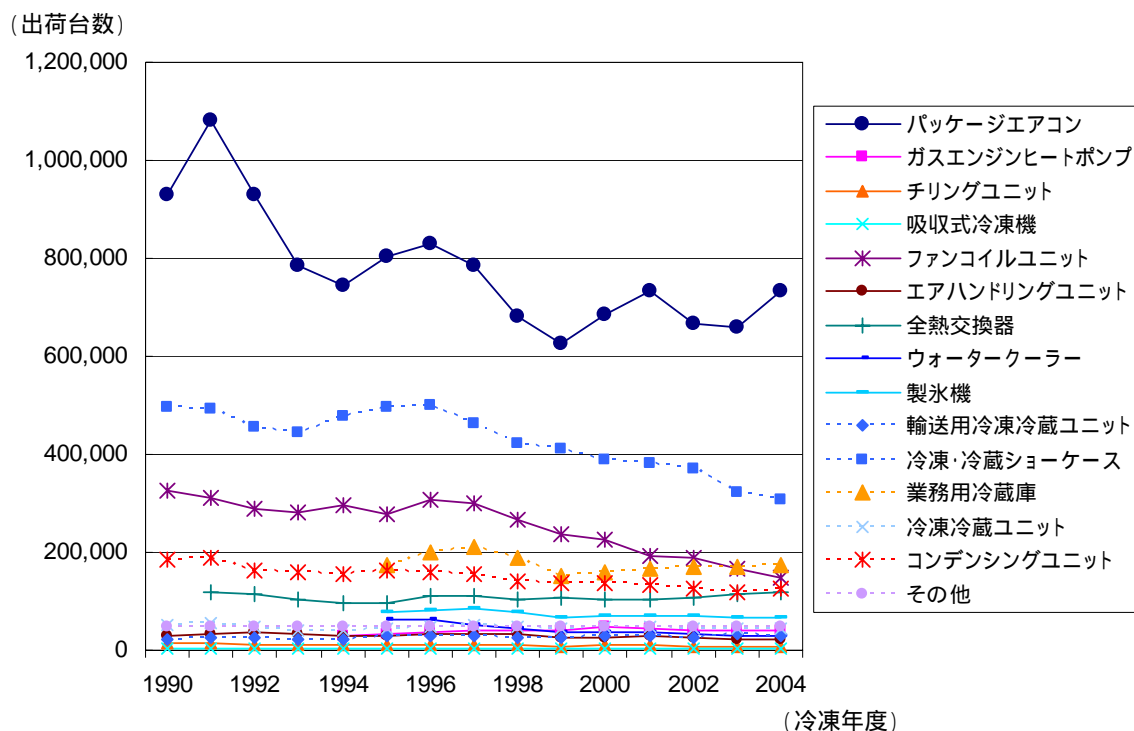


図 29 業務用冷凍空調機器の出荷台数の推移

冷凍年度は 10 月～9 月

(出典)(社)日本冷凍空調工業会統計データを基に環境省作成

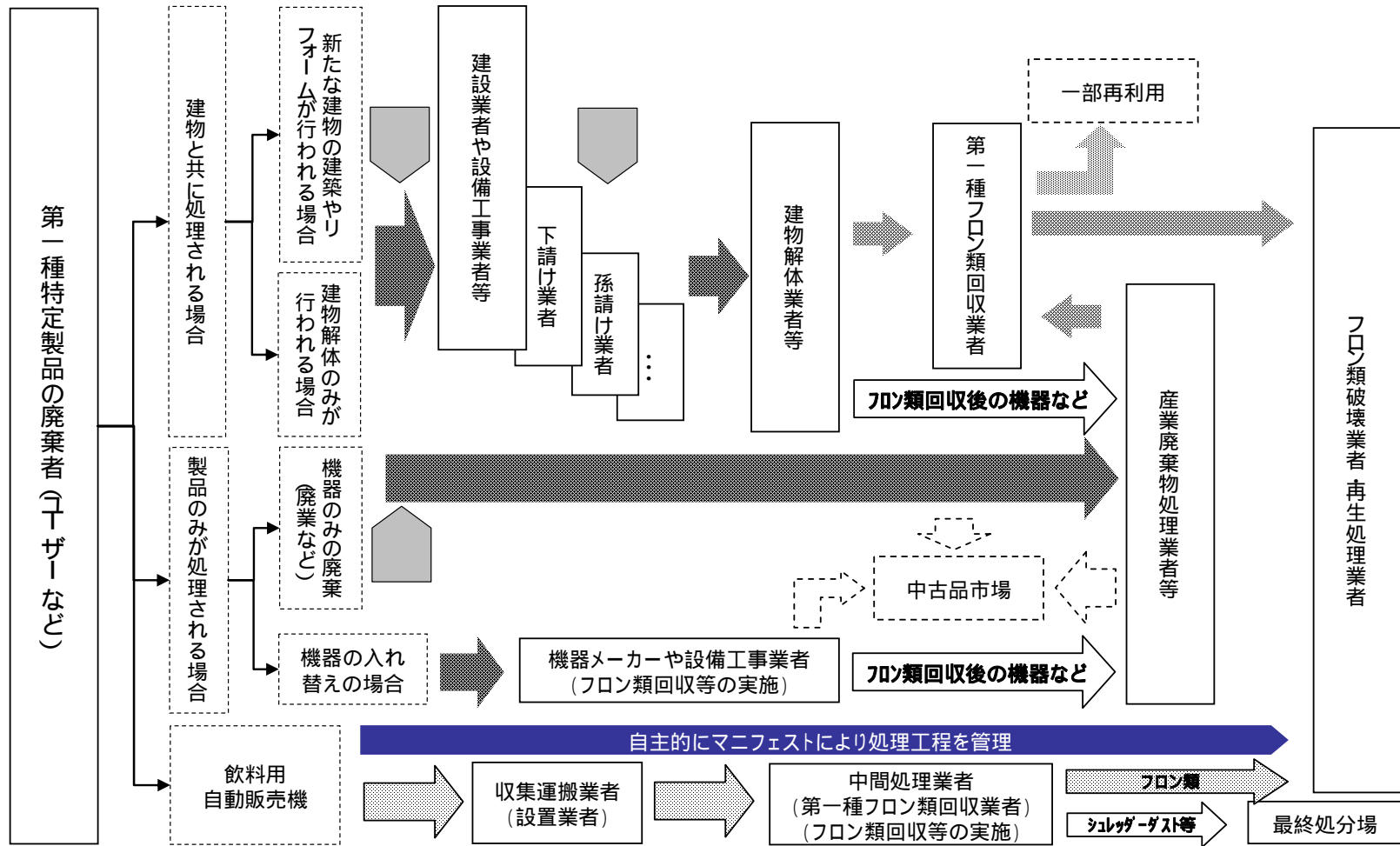
表 3 2003 年の業務用冷凍空調機器に係るストック量の推計

	市中ストック台数(台)	市中ストック機器に含まれる冷媒フロン類量(トン)
遠心式冷凍機	9,920	5,163
スクリー冷凍機	50,915	10,038
冷凍冷蔵ユニット	462,127	924
輸送用冷凍冷蔵ユニット	283,425	834
別置形冷凍冷蔵ショーケース	1,124,476	7,781
製氷機	506,500	152
冷水機	398,820	40
内蔵形冷凍冷蔵ショーケース	3,502,032	2,059
業務用冷凍冷蔵庫	1,898,086	764
パッケージエアコン	9,926,091	59,705
GHP	334,249	6,615
チリングユニット	167,959	4,628
飲料用自動販売機	2,580,090	697
合計	21,244,690	99,401

(出典)平成 16 年度業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査報告書(環境省請負業務報告書)

(3) 業務用冷凍空調機器の使用済処理フローと問題点の整理

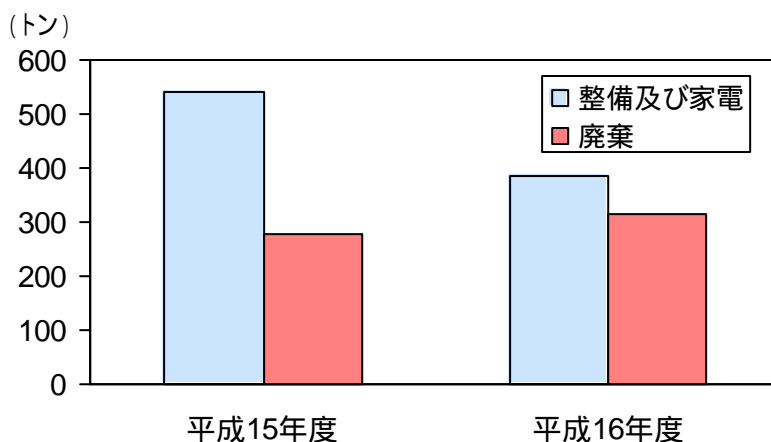
問題点 : フロン類回収が必要な案件でも、そもそも明示的に作業として発生していない
 問題点 : 商流の積層構造により、フロン類回収作業がフロン類回収業者に発注されない
 発注されたとしても、フロン類回収業者に適切な費用が支払われない



(4) 業務用冷凍空調機器の整備時におけるフロン類回収量

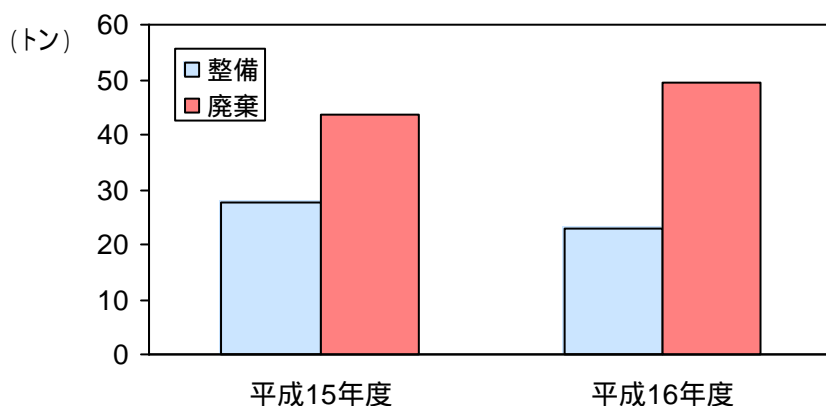
いくつかの都道府県において、条例等に基づき、または協会活動として、整備時におけるフロン類の回収量等を報告させている事例がある。これによると、相当量のフロン類が整備時に回収されていることが分かる。

< 東京都 >



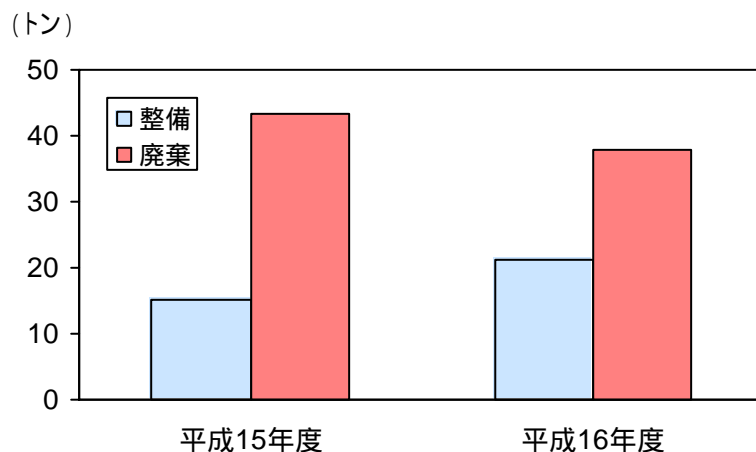
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく報告量
 整備時の回収量には、家電製品からの回収量を含む。
 (出典) 東京都提供資料を基に環境省作成

< 静岡県フロン回収事業協会 >



協会会員からの報告量のみ
 (出典) 静岡県提供資料を基に環境省作成

< 群馬県 >



(出典) 群馬県提供資料を基に環境省作成

図 30 整備時及び廃棄時におけるフロン類回収量

(5) 地方公共団体におけるフロン類の回収に係る活動状況
フロン回収破壊法に基づく登録状況(平成17年4月1日現在)

都道府県名	第一種回収業者 登録事業者数	第二種引取業者 登録事業所数()	第二種回収業者登録事業所数 (内、自動車整備業者に係る特例分)
1 北海道	389	2,566	739 (240)
2 青森県	192	1,565	487 (272)
3 岩手県	214	1,182	406 (302)
4 宮城県	394	1,266	496 (351)
5 秋田県	228	1,142	720 (603)
6 山形県	260	1,205	454 (322)
7 福島県	491	2,077	772 (492)
8 茨城県	1,054	3,504	762 (510)
9 栃木県	645	2,182	750 (534)
10 群馬県	586	2,728	502 (344)
11 埼玉県	1,684	3,171	1,152 (807)
12 千葉県	1,565	3,900	1,179 (505)
13 東京都	2,415	4,675	1,020 (780)
14 神奈川県	1,621	2,067	386 (178)
15 新潟県	362	2,315	857 (636)
16 富山県	168	1,226	372 (301)
17 石川県	192	1,248	254 (174)
18 福井県	207	854	383 (309)
19 山梨県	309	1,126	335 (207)
20 長野県	363	2,559	323 (151)
21 岐阜県	492	2,500	762 (496)
22 静岡県	854	3,729	987 (755)
23 愛知県	1,218	3,809	1,389 (943)
24 三重県	640	2,101	555 (358)
25 滋賀県	583	1,201	395 (321)
26 京都府	819	1,035	322 (218)
27 大阪府	1,669	2,690	864 (633)
28 兵庫県	1,072	3,010	1,027 (677)
29 奈良県	570	1,144	369 (234)
30 和歌山県	489	1,070	312 (212)
31 鳥取県	174	506	224 (120)
32 島根県	176	669	177 (128)
33 岡山県	405	1,849	619 (472)
34 広島県	465	1,666	664 (497)
35 山口県	378	1,323	574 (448)
36 徳島県	153	732	169 (114)
37 香川県	203	1,035	416 (356)
38 愛媛県	289	1,491	398 (272)
39 高知県	168	525	167 (116)
40 福岡県	683	1,366	677 (482)
41 佐賀県	211	917	272 (203)
42 長崎県	304	1,518	561 (445)
43 熊本県	308	1,359	461 (352)
44 大分県	313	1,134	452 (301)
45 宮崎県	263	1,489	381 (247)
46 鹿児島県	334	2,146	576 (378)
47 沖縄県	253	834	351 (175)
政令市名			
1 札幌市		739	210 (80)
2 仙台市		606	227 (164)
3 さいたま市		459	164 (128)
4 千葉市		622	157 (66)
5 横浜市		1,201	180 (65)
6 川崎市		401	71 (45)
7 静岡市		-	148 (127)
8 名古屋市		1,293	494 (404)
9 京都市		932	199 (149)
10 大阪市		921	263 (177)
11 神戸市		705	240 (171)
12 広島市		758	293 (234)
13 福岡市		534	208 (158)
14 北九州市		196	682 (126)
合計	26,825	94,773	30,006 (20,065)

第二種引取業者については、平成16年12月31日現在。

フロン回収等に関する条例

都道府県名	条例名	公布	施行	特記事項
1 北海道	該当なし			
2 青森県	青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例	H14.4.1	H14.4.1	
3 岩手県	該当なし			
4 宮城県	該当なし			
5 秋田県	該当なし			
6 山形県	該当なし			(H14.10月で廃止)
7 福島県	該当なし			
8 茨城県	該当なし			
9 栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例(第54・55条)	H16.10.14	H17.4.1	
10 群馬県	群馬県的生活環境を保全する条例	H12.3.23	H12.10.1	
11 埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H13.7.17	H14.4.1	第4章フルオロカーボンの排出の抑制
12 千葉県	該当なし			
13 東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H12.12.22	H13.4.1	
14 神奈川県	該当なし			(H16.4.1該当条文削除)
15 新潟県	該当なし			
16 富山県	該当なし			
17 石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.3.23	H16.4.1	
18 福井県	該当なし			
19 山梨県	該当なし			
20 長野県	該当なし			
21 岐阜県	該当なし			
22 静岡県	該当なし			
23 愛知県	該当なし			
24 三重県	該当なし			
25 滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H12.3.29	H12.10.1	
26 京都府	該当なし			
27 大阪府	該当なし			
28 兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H7.7	H8.7	
29 奈良県	該当なし			
30 和歌山県	該当なし			
31 鳥取県	該当なし			
32 島根県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成14年3月19日島根県規則第5号)	H14.3.19	H14.4.1	
33 岡山県	該当なし			
34 広島県	該当なし			
35 山口県	該当なし			
36 徳島県	該当なし			
37 香川県	該当なし			
38 愛媛県	該当なし			
39 高知県	該当なし			
40 福岡県	福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例	H13.12.21	H13.12.21	
41 佐賀県	該当なし			
42 長崎県	該当なし			
43 熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H17.3.24	H17.3.24	
44 大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	H11.12.24	H12.12.23	
45 宮崎県	該当なし			
46 鹿児島県	該当なし			
47 沖縄県	該当なし			
政令市名				
1 札幌市	該当なし			
2 仙台市	該当なし			
3 さいたま市	さいたま市フロン類回収業者等の登録等関係事務手数料条例	H14.12.26	H15.4.1	H17.1.1廃止
4 千葉市	該当なし			
5 横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H14.12.25	H15.4.1	
6 川崎市	該当なし			
7 静岡市	該当なし			
8 名古屋市	名古屋市フロン類回収業者等登録関係手数料条例	H14.3.29	H14.4.1	H17.1.1廃止
9 京都市	京都市地球温暖化対策条例	H16.12.24	H17.4.1	
10 大阪市	大阪市手数料条例 大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	H16.11.10 H16.12.24	H17.1.1	
11 神戸市	該当なし			
12 広島市	該当なし			
13 福岡市	福岡市手数料条例	H16.3.29	H17.1.1	自動車リサイクル法施行に伴う変更
14 北九州市	北九州市手数料条例	H16.12.14	H17.1.1	自動車リサイクル法施行に伴う変更

フロン回収等推進協議会について

都道府県名	設置時期	主な参加者	主な活動状況	特記事項
1 北海道	該当なし			
2 青森県	該当なし			平成13年度廃止
3 岩手県	平成9年度	一部の自治体、清掃関係一部事務組合、自動車、家電、空調等関係団体、県関係課	フロンの回収及び処理に関する情報交換 フロン回収促進のための普及啓発等	
4 宮城県	該当なし			
5 秋田県	平成7年度	冷凍空調業界、自動車関連業界、廃棄物関連業界、フロン類破壊業者	フロン類の適正処理に関する情報交換	
6 山形県	該当なし			平成15年度廃止
7 福島県	該当なし			
8 茨城県	平成9年度	家電・自動車・冷凍空調機器の各団体、市町村、県	フロン回収普及啓発、セミナー	
9 栃木県	平成9年1月	関係業界、消費者団体、自治体	オゾン層保護月間、フロン回収破壊法の周知徹底に係る通知	
10 群馬県	平成12年度	県、群馬県フロン回収事業協会、群馬県自動車販売店協会、群馬県軽自動車協会、群馬県自動車整備振興会、群馬県中古自動車販売協会、群馬県自動車電装品整備商工組合、群馬県電機商業組合、群馬県再生資源事業協同組合連合会、日本鉄リサイクル工業会群馬部会	フロン回収技術講習会、フロン回収量等のとりまとめ、オゾン層保護・フロン回収を啓発する講演会等の開催	
11 埼玉県	平成9年度	市町村・一部事務組合、家電業界、業務用冷凍空調機器業界、自動車業界、廃棄物処理業界、消費者団体(会員数:団体会員40、個人会員107)	・フロン回収処理の推進に関する普及啓発 ・フロン回収処理に関する情報交換	
12 千葉県	平成9年6月	市長会、町村長会、家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、廃棄物処理業界等(会員数:団体会員22、オブザーバー2)	フロンの使用・排出等の実態把握、フロンの回収・処理システムの構築、普及啓発活動、フロン回収破壊法の周知	
13 東京都	平成9年度	市区町村、冷凍空調業界、自動車販売協会、冷凍空調・カーエアコン使用業界等	フロンの回収・破壊に関する普及啓発、フロンの回収・破壊のための情報収集等	
14 神奈川県	平成9年度	市町、冷凍空調業界、自動車処理業界、産業廃棄物業者、消費者、他	・フロン回収破壊法に関する普及啓発 ・フロン回収等に関する情報交換	
15 新潟県	平成11年4月	県、新潟市、電機商業組合、冷凍空調業界、自動車関係業界等	・フロン回収破壊法周知、徹底	
16 富山県	平成10年度	県、冷凍空調業界、自動車整備・解体等業界、消費者協会	・フロン回収破壊法の周知の徹底 ・フロン回収等に関する情報交換	名称:富山県フロン回収推進連絡会議
17 石川県	平成7年度	冷凍空調業界、自動車業界	フロン回収等の普及啓発	
18 福井県	平成7年8月	市町村、事業者、消費者団体		フロン回収破壊法施行後、活動中止
19 山梨県	平成9年11月	自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、廃棄物処理業界、消費者団体(会員数:団体会員22)		活動休止中
20 長野県	平成8年5月	長野県冷凍空調設備協会、長野県電機商業組合、(社)長野県自動車店協会、長野県中古自動車販売店協会、(社)長野県自動車整備振興会、長野県自動車解体処理協同組合、長野県資源回収組合連合会、(社)長野県産業廃棄物協会、長野県消費者の会連絡会、市長会、町村会、長野市	一般県民への啓発活動 環境フェア2003等でパネル展示 フロン回収推進講習会の実施 フロン回収技術講習会の実施	
21 岐阜県	平成8年度	家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、消費者団体、市町村	・フロン回収破壊法の周知の徹底	
22 静岡県	平成10年2月	県、市、業界団体等	県民への普及・啓発 技術講習会の開催 情報交換 災害時の対策	
23 愛知県	平成8年4月	事業者、地方公共団体	フロン回収に関する普及・啓発	
24 三重県	平成9年3月	市町村、一般事務組合、家電業界、自動車業界、冷凍空調業界、高圧ガス溶材業界、消費者団体、地元関連メーカー	フロン回収・処理システムの維持 フロン回収・処理の推進に係る啓発事業	
25 滋賀県	平成10年度	事業者団体(家電、自動車、業務用冷凍機器関連団体等)、企業、消費者団体、市町村、一部事務組合、県	・フロン回収・処理のための情報収集、普及啓発 ・フロン回収・処理のための研修会の開催	
26 京都府	平成11年度	自動車関係業界、家電製品販売業界、業務用冷凍空調業界、消費者団体、市町村等	・会員相互間の意見・情報交換 ・フロン回収・破壊制度の啓発等	
27 大阪府	平成8年	市町村、冷凍空調業界、自動車業界	・フロン回収の普及啓発	
28 兵庫県	平成6年12月	市町、一部事務組合、消費者団体、廃棄物処理業者、フロン製造・販売メーカー、家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、フロン回収装置メーカー等	普及啓発、講習会の実施等	
29 奈良県	平成11年7月	奈良県電器商業組合、奈良県自動車販売店協会、他	情報収集、普及啓発事業等	
30 和歌山県	平成12年5月	和歌山県冷凍空調設備協会、(社)日本自動車販売協会連合会和歌山県支部、(社)和歌山県自動車設備振興会	特になし	休眠状態
31 鳥取県	該当なし			平成14年度廃止
32 島根県	該当なし			
33 岡山県	該当なし			平成13年度に廃止
34 広島県	平成8年度	学識経験者、業界団体、関係行政機関等	フロン回収・処理の推進 ・普及啓発事業 リーフレットの作成、会報の発行、「やまぐちいきいきエコフェア」への参加 ・研修事業 研修会(講演)、フロン回収技術講習会	平成13年度以降、開催していない
35 山口県	平成10年7月	冷媒用フロンを含有する機器の販売、修理及び設置工事にかかる業務を営む事業者の団体(6)、県、市町村(53)及び一部事務組合(9)	・回収処理についての情報交換及び普及啓発、システムの構築 ・構成団体を通じたフロン回収破壊法の周知	
36 徳島県	平成11年3月	学識経験者、家庭電器関係、自動車関係、冷凍・空調設備関係、廃棄物関係、消費者関係、行政機関	・回収処理についての情報交換及び普及啓発、システムの構築 ・構成団体を通じたフロン回収破壊法の周知	現在活動していない
37 香川県	平成11年度	学識経験者、消費者団体、自動車関係団体、冷凍空調設備関係団体、家電関係団体、廃棄物関係団体、関係行政機関	・回収処理についての情報交換及び普及啓発、システムの構築 ・構成団体を通じたフロン回収破壊法の周知	
38 愛媛県	平成11年6月	県、産業廃棄物業界、冷凍空調業界、一般廃棄物業界、自動車業界	フロン回収にかかる普及啓発及び研修等	
39 高知県	該当なし			平成16年度廃止
40 福岡県	平成8年2月	県、市町村、一部事務組合、企業団体、個人等	理事会開催、通常総会開催、ホームページ更新業務委託、公報活動、啓発活動	
41 佐賀県	該当なし			平成16年度廃止
42 長崎県	該当なし			
43 熊本県	平成9年1月	自動車・冷凍空調・廃棄物処理関連団体、同関連企業、市町村、一部事務組合等	フロン破壊処理事業 オゾン層保護、フロン回収に関する広報、啓発活動	
44 大分県	平成6年8月	市町村、消費者廃棄物処理業者家電業界、自動車業界、冷凍空調機器業界、環境中小企業関連団体	回収・再利用・破壊システムの確立に向けて検討	
45 宮崎県	平成8年10月	宮崎県冷凍空調工業会、宮崎県自動車販売店協会など	フロン類の回収、再利用、破壊等に関する情報交換	
46 鹿児島県	該当なし			
47 沖縄県	平成11年度	消費者団体、自動車業界、冷凍空調業界、廃棄物業界、行政機関	・フロンの回収・処理の実態 ・フロンの回収処理体制の整備に関すること ・フロンの回収・処理についての普及啓発に関すること ・その他必要事項	

フロン回収等に関する融資・助成制度

都道府県名	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
1 北海道	該当なし					
2 青森県	該当なし					
3 岩手県	該当なし					
4 宮城県	環境安全管理対策資金	中小企業	平成13年度	特定フロン等を業として使用する者で、特定フロン以外を使用する設備に転換する者	限度額:一企業等 5,000万円 利率:年2.1% 償還期間:7年以内(据置1年以内)	
5 秋田県	該当なし					
6 山形県	該当なし					
7 福島県	福島県環境創造資金融資制度	中小企業者等	昭和51年	中小企業者等が行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転もしくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する。 融資対象:オゾン層保護対策施設 オゾン層破壊物質の使用を削減又は廃止するために行う工場等の施設の新設又は改造 オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊	融資限度額:個別 3,000万円以内、共同 6,000万円以内 移転 3,750万円以内 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内(据置期間1年間を含む)	
8 茨城県	該当なし					
9 栃木県	栃木県環境保全資金	中小企業者又は中小企業団体	昭和45年(フロン関連:平成9年)	公害防止施設等の設置や環境保全に資する事業に対する融資(特定フロン等の代替装置、回収装置の設置又は購入)	融資限度:所要経費の90%以内・公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業環境保全事業 100万円以上1億円以下 融資利率:1.7% 融資期間:7年から10年	
10 群馬県	公害防止施設整備資金	中小企業者(個人・会社) 中小企業団体	平成元年度	県内で公害防止施設の整備、公害防止のための工場移転、土壌・地下水汚染防止対策を行う場合に利用できる融資制度(フロン類の回収再利用施設等)	融資限度額 2,000万円(知事特認あり) 融資利率 年1.9%以内(信用保証付きは年1.5%以内) 融資期間 7年以内(内据置1年以内)、移転は10年以内(内据置1年以内)	
11 埼玉県	彩の国環境創造資金	県内中小企業者	平成6年度	環境改善施設(フロンの代替・回収・破壊装置)等に対する貸付	融資限度額:1億5千万円(一部を除く) 利率:年1.35%又は年1.05% 返済期間:7年又は10年	
12 千葉県	千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度	中小企業者	平成7年4月	フロン代替施設への転換、新設、放出防止のための施設の密閉構造化、使用量を減少させる施設(フロン回収施設を含む)の設置	融資限度額:費用の80%まで(最高5,000万円(企業)、6,000万円(組合)) 融資利率:年2.5%(うち1.4%を県が利子補給) 融資期間:7年以内	
13 東京都	該当なし					
14 神奈川県	神奈川県中小企業制度融資	中小企業者	平成4年4月	フロン回収再利用設備の設置、改善に対応して融資	融資限度額:8,000万円 融資利率:年2.1%以内 融資期間:10年以内	
15 新潟県	該当なし					
16 富山県	富山県中小企業環境施設整備資金融資	(1) 富山県内に工場又は事業場を有し、事業を営んでいる者 (2) 中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲)に該当する者 (3) 県税を完納している者	融資制度: 昭和46年4月 フロンに関するもの: 平成7年6月	オゾン層を破壊する物質の排出の抑制及び使用の合理化のために必要な施設の整備等に要する資金融資	融資限度額:個別 3,000万円 団体 5,000万円 貸付利率:年1.55% 償還期間(うち措置期間):7年以内(1年以内)	
17 石川県	石川県環境保全資金融資制度	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその	平成7年度	フロン回収設備の整備に対して融資する	融資限度額:5,000万円 融資利率:1.5%(H17.4.1現在) 融資期間:10年以内(据え置きなし)	
18 福井県	該当なし					
19 山梨県	山梨県商工業振興資金融資制度	中小企業者	平成5年4月	代替フロン・脱フロンのための設備整備に要する資金	融資限度額:5,000万円(事業費の80%以内) 融資利率:2.1%(保証付1.8%) 融資期間:7年以内(措置期間1年)	
20 長野県	該当なし					

都道府県名	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
21 岐阜県	1. 中小企業資金融資制度(元気企業育成資金 経営合理化資金) 2. 公害防止施設等整備資金融資制度	1. 県内の中小企業 2. 県内の中小企業	1. 平成16年 2. 昭和57年	1. 地球環境の保全・改善を図るための施設設備の導入等に対する融資(特定フロン等の使用施設の代替施設等) 2. 公害を防止するために必要な施設等の設置等に対する融資(特定フロン等の使用施設の代替施設等)	1. 融資限度額:10,000万円 融資利率:1.2% 融資期間:15年 2. 融資限度額:2,000万円 融資利率:1.5% 融資期間:7年	
22 静岡県	環境保全資金利子補給制度	中小企業者、組合	平成11年4月	フロン等を使用する施設の代替装置への転換及び回収・再生・破壊装置等の設置等に関する経費を対象に長期かつ低利な資金の融資を紹介し、利子補給を行う。	・貸付限度額:20万円以上4,000万円未満で事業費の80%以内 ・貸付利率:1.98% ・利子補給率:0.18%	
23 愛知県	愛知県環境対策資金融資	中小企業者	昭和40年	公害防除施設の整備等に必要な資金を融資する(有害ガス(特定フロン等含む)除去施設)	融資限度額:融資対象経費の90%以内 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内	
24 三重県	該当なし					
25 滋賀県	淡水環境創造資金貸付	中小企業者	平成12年度(フロン関係)	オゾン層破壊物質および特定洗浄物質の代替または回収および破壊に必要な機械器具、装置その他工作物に対して資金の貸付をする。	貸付限度額:3,000万円 融資利率:毎年度定める(H17年度は1.3%) 償還期間:10年(据え置き期間1年含む。) 融資上限額:企業 8,000万円 組合 1億6,000万円 (所要資金の90%以内)	
26 京都府	経営活力融資制度	中小企業者・組合	平成15年度	フロン類対策等を実施しようとする中小企業者又は組合の施設及び機械設備の整備資金を融資する。	融資期間:10年以内(均等月賦返済) 融資利率:年2.0%	環境保全対策低利融資制度(平成5年創設)が平成16年度より見直しされたもの
27 大阪府	該当なし	-	-	-	-	-
28 兵庫県	兵庫県地球環境保全資金融資制度(環境保全設備設置資金)	中小企業者	平成7年度	オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金を融資する	融資限度額:企業3,000万円、組合4,000万円 融資利率:年1.5% 融資期間:7年以内(1年以内据置可)	
29 奈良県	該当なし					
30 和歌山県	該当なし					
31 鳥取県	該当なし					
32 島根県	該当なし					
33 岡山県	該当なし					
34 広島県	環境保全資金融資	県内に工場又は事業場を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合等	昭和40年	中小企業者等が、公害防止施設や地球環境保全施設等を設置・改善する場合等に、県がその事業計画を承認することにより、必要な資金を取扱金融機関を通じて融資する。(オゾン層保護対策設備)	融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.6%(信用保証付きの場合)、年1.9%(信用保証のない場合) 融資期間:10年以内 「信用保証」とは、広島県信用保証協会の信用保証をい	
35 山口県	地球にやさしい環境づくり融資制度	中小企業者(その組合を含む)	平成10年4月	環境保全のために必要な施設を整備する中小企業者に必要な資金を融資する。	対象施設:フロン回収機器 融資限度額:500万円 融資利率:年1.9% 償還期間:5年以内(含据置1年)	
36 徳島県	該当なし					
37 香川県	香川県環境保全施設設備資金融資制度	中小企業者	平成13年度	オゾン層保護対策のための施設の設置等に要する経費を融資する。	融資限度額:5,000万円 融資利率:1.65% 融資期間:7年	
38 愛媛県	1. 愛媛県環境保全資金貸付制度 2. 小規模企業者等設備資金貸付制度	1. 中小企業者、環境保全施設を設置しようとする者 2. 小規模事業者、創業者等	1. 平成11年度 2. 平成2年度	1. フロン等を回収し、又は処理する設備の導入に対する資金の貸付 2. 事業を行うために必要な設備及び公害防止設備等(フロン回収装置含む)	1. 融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.50%(H16年度) 融資期間:10年以内 2. 融資限度額:6,000万円 融資利率:無利子 融資期間:7年以内	
39 高知県	該当なし					
40 福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	中小企業者又は中小企業団体	制度自体は昭和45年(特定フロンの回収装置が認定されたのは平成7年)	左記の業者に対し特定フロン等の回収装置及びポンプ購入費並びに回収装置設置場所の工事費を対象とする	融資限度額は1企業4,000万円	
41 佐賀県	該当なし					
42 長崎県	該当なし					
43 熊本県	該当なし					

都道府県名	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
44 大分県	該当なし					
45 宮崎県	該当なし					
46 鹿児島県	該当なし					
47 沖縄県	該当なし					
政令市名						
1 札幌市	札幌市環境保全資金融資あっせん制度	中小企業	平成16年度	公害防止やその他の環境への負荷低減のための設備を行う	特定フロン等の回収設備 融資限度額2,000万円 融資期間10年 原則は無利子	
2 仙台市	該当なし					
3 さいたま市	該当なし					
4 千葉市	該当なし					
5 横浜市	横浜市中小企業金融制度	横浜市内の中小企業	昭和29年 (フロン類に関するものは平成7年から)	(1)フロン等を使用する設備をフロン等を使用しない設備に代替する費用(脱脂洗浄設備、洗浄槽、洗浄機、空調機器等) (2)無・低公害設備に要する費用(クローズドタイプドライクリーニング施設)	融資限度額:8,000万円 融資利率:2.1%~2.7% または、プライムレート+0.8% 融資期間:10年以内	
6 川崎市	該当なし					
7 静岡市	環境保全資金利子補給制度	中小企業者、組合	平成11年4月	フロン等を使用する施設の代替装置への転換及び回収・再生・破壊装置等の設置等に関する経費を対象に長期かつ低利な資金の融資を紹介し、利子補給を行う。	貸付限度額:20万円以上4,000万円未満で事業費の80%以内 貸付利率:1.98% 利子補給率:0.18%	
8 名古屋市	名古屋市環境保全設備資金あっせん融資制度	中小企業者、 中小企業団体	平成6年度	オゾン層保護対策として以下の資金使途に対して融資する。 1 フロン等回収装置の設置 2 フロン等漏洩防止工事 3 脱フロン洗浄設備の設置	融資限度額:5,000万円、団体6,000万円 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内 利子補助制度あり('制度の概要'の1,2については全額、3については半額)	
9 京都市	京都市環境保全資金融資制度	中小企業者	フロンガス対策資金は平成6年度から	1.フロンガスを使用している施設に代えて設置するフロンガスを使用しない施設の設置に要する資金の融資 2.フロンガス回収施設の設置に要する資金の融資	融資限度額:4,000万円 利率:年1.5% 償還期間:10年以内 据置期間:1年以内 償還方法:月賦	
10 大阪市	該当なし					
11 神戸市	神戸市環境保全資金融資制度	中小企業者、 中小企業団体等	平成6年度	環境保全設備導入資金(特定フロン等の使用施設の代替施設及び回収施設の設置に要する資金)等に対して融資する。	融資限度額:原則2000万円 融資利率:年1.4% 融資期間:7年以内	
12 広島市	該当なし					
13 福岡市	福岡市商工金融資金制度(公害防止事業資金)	福岡市環境保全課の確認を受けて、公害の防止に必要な施設の設置・改善を行う中小企業者等	昭和46年度	福岡市内の中小企業者に無利子にて貸付。資金は、公害の防止に必要な施設の設置又は改善に必要な資金。なお、オゾン層保護対策(特定フロン等を代替技術に転換するための設備の改善に必要な資金及び特定フロン回収装置の購入)に必要な設備資金も含む。	融資限度額:4,000万円 特例 5,000万円 組合は6,000万円 融資期間:7年以内 融資利率:無利子	福岡市の確認が必要になる
14 北九州市	該当なし					

(6) 諸外国における業務用冷凍空調機器からのフロン類回収の現状

	オーストラリア	カナダ
フロン類回収を規定する法規制等	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収を規定する具体的な法規制は存在しない。	Federal Halocarbon Regulations, 2003 (FHR2003) 冷凍冷蔵機器からのハロカーボンの排出、放置及び排出の原因となる行為を禁止。 機器の解体、廃棄を行う前に、機器に含まれるハロカーボンを専用の容器に回収することを規定。
フロン類回収の仕組み	Refrigerant Reclaim Australia(RRA) 冷媒の輸入業者や卸売業者の分担金で運営される RRA が 1993 年に設立され、国内の使用済み冷媒の回収・処理を進めている。 輸入業者は、US\$0.7/kg を RRA に支払う。回収フロン類を RRA に返却する請負業者などは、US\$3.7/kg を RRA から受け取る。 RRA は分担金を用いて、冷媒の破壊等を、契約業者に依頼する。	REFRIGERANT MANAGEMENT CANADA 冷凍空調機器等の業界により設立された非営利法人で、冷媒の製造、輸入業者等に課せられた課徴金により運営されている。冷媒の課徴金は\$1.0/kg。 当初は、CFC を対象としてきたが 2004 年から回収対象に HCFC も含んだ。HCFC の課徴金の徴収は 2001 年から。 RMC では、回収された冷媒の受領から破壊処理までを行う。
フロン類回収に係る費用負担	機器ユーザーは、冷媒回収費を請負業者に支払う。請負業者は、RRA から回収冷媒を返却する際に US\$3.7/kg を受け取る。	冷媒の回収と回収冷媒の移送に要する費用は機器ユーザーが負担する。それ以降の費用は、RMC が負担する。
フロン類の回収量	RRA は、累計 1,300t の ODS を回収 (1994-2004 年頃)。HFC は 2000 年で 10t 程度、年間 10t 程度ずつ増加、2012 年には年間 130t 程度に達する見込み。	2000 年のプログラム開始以来、215t の ODS を処理。2005 年上半期までに 170kg が破壊処理される予定。

	デンマーク	フランス
フロン類回収を規定する法規制等	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収を規定する具体的な法規制は存在しない。	EC Regulation 3093/94、第14条およびフランス廃棄物処理および回収法令第6条 the French 1975 Waste Disposal and Recovery Act CFC、HCFC、ハロン、HBFC、HFC、PFC を含んだ機器について、メンテナンス時や廃棄時のフロン類の回収等と回収した量の報告を事業者に課している。但し、冷媒充填量が2kg以下である機器については、現状では対象外。
フロン類回収の仕組み	The KMO Organization 環境保護庁と冷媒の供給業者と貿易組合により冷媒充填に係る団体を設立。さらに、CFC、HCFC、HFCの回収に特化した団体としてKMO機構を設立。冷媒に携わる企業のほとんどがKMO機構の認可を受けており、その認可には冷媒回収のための機器の保有や指定コースを受講し免状を与えられたスタッフの雇用が求められる。 実際のフロン類の回収については、地方政府がその管理義務を有している。	ADEME(フランス環境・エネルギー管理庁)とフランス冷媒協会による協定 冷媒の製造業者及び販売業者は、利用者に専用容器、保管施設、リサイクル施設への移送手段、基準に合致する物質へのリサイクルサービスを提供し、破壊を行うなど、対象物質の回収の促進を請け負っている。
フロン類回収に係る費用負担	冷媒の回収作業に関わる費用については、機器ユーザーが負担する。 回収冷媒の破壊に要する費用については、KMOが冷媒の販売時に徴収する21クローネ/kgから拠出される。	
フロン類の回収量	最近の回収に係る情報については、公表されていない。	協定により550tの冷媒の回収・リサイクルを達成。

	ドイツ	スウェーデン
フロン類回収を規定する法規制等	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収を規定する具体的な法規制は存在しない	冷媒法令 the Refrigerants Order SNFS 1992:16 全ての CFC、HCFC、HFC（もしくはハロン）を冷媒として使用する固定式及び移動式冷凍空調機器、ヒートポンプのデザイン・サービス・メンテナンス・運用・解体に関する基準を定めている。 電機・電子機器の製造者責任に係る法令 The Ordinance (2005:209) on Producers Responsibility for Electrical and Electronic Equipment 解体処理された冷凍冷蔵機器の処理方法等が規定されている。
フロン類回収の仕組み	<u>CFC Recycling and Disposal, RAL</u> ドイツでは、1992 年に、ODS 冷媒の回収・リサイクルに関する自主協定と危険物質および危険物質を含有する製品の安全な廃棄義務に基づき、冷凍冷蔵機器と冷媒の回収・リサイクル・破壊に関する自主的なシステムとして、CFC Recycling and Disposal という団体が設立した。 また、自主的な民間団体 RAL は、環境に配慮した廃棄方法に認証を受けたい企業に自主的なラベルを付与している。	<u>冷凍冷蔵機器の製造者の責務</u> 電機・電子機器の製造者責任に係る法令に基づき、解体処理された冷凍冷蔵機器の全ては、他の廃棄物と分けて処理することが可能となるよう、他の廃棄物とは分けた回収が求められ、冷凍冷蔵機器は、断熱材と冷凍回路から CFC や HCFC の回収が可能な特別な破壊施設に運び込むことが求められている。
フロン類回収に係る費用負担		回収システムに要する費用は、新製品の販売時のキログラム毎の冷媒販売価格に上乗せされた手数料により賄われている。
フロン類の回収量	法的規制が存在しないため、再生・リサイクル・廃棄量の公式な統計は入手不可能である。大まかな試算として、1990 年代後半には 1,350 t/年の CFC-11 及び CFC-12 の回収という報告もある。	冷凍冷蔵機器から回収・破壊された CFC、HCFC、HFC の実際の量は、数社がその事業に関係しているのみであるが、現状では収集されていない。

	英 国	米 国															
フロン類回収を規定する法規制等	<p>欧州議会規制(Regulation (EC) No 2037/2000 of the European Parliament)及びオゾン層破壊物質に関する欧州理事会規制 the Council of 29 June 2000 on substances that deplete the ozone layer</p> <p>冷凍空調機器からの冷媒について、サービスやメンテナンス時、機器の解体・廃棄前の回収を規定している。</p>	<p>大気浄化法 608 条 Section 608 for the Clean Air Act</p> <p>固定式装置中の冷媒リサイクルの管理と大気中への放出の禁止を規定。</p>															
フロン類回収の仕組み	<p>自治体毎に仕組みが構築されている。一般的に、機器の所有者に the Duty of Care Law に基づいた廃棄物の安全処理に係る行動が求められ、機器の処理を請け負った業者は、冷媒回路を改造し EU 内で再販する、もしくは、機能していない冷凍冷蔵機器または改造不可能な装置は、専門の処理業者を通じ、環境に考慮した方法でリサイクルする。</p>	<p>自治体毎に仕組みが構築されている。但し、大気浄化法 608 条に基づく。</p>															
フロン類回収に係る費用負担		<p>一般的に機器ユーザーが負担する。</p>															
フロン類の回収量	<p>統計情報は管理されていない。CFC の実際の回収量は回収可能な量の 3%程度とする報告がある。</p>	<p>業務用機器のみではないが、EPA が認定した冷媒再生業者における再生量は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000 年</th> <th>2001 年</th> <th>2002 年</th> <th>2003 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CFC</td> <td>2,045t</td> <td>1,443t</td> <td>1,630t</td> <td>1,004t</td> </tr> <tr> <td>HCFC</td> <td>3,332t</td> <td>2,056t</td> <td>2,315t</td> <td>2,026t</td> </tr> </tbody> </table> <p>元々の単位がポンド(lbs)であったため、453.6g/lbs で変換した。</p>		2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	CFC	2,045t	1,443t	1,630t	1,004t	HCFC	3,332t	2,056t	2,315t	2,026t
	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年													
CFC	2,045t	1,443t	1,630t	1,004t													
HCFC	3,332t	2,056t	2,315t	2,026t													

(出典) 環境省調べ

(7) フロン類の回収促進方策に係る他法令における類似制度

1. 事前確認類似制度

< 建設リサイクル法 >

解体工事の受注者又は自主施工者が分別解体を行う場合は、対象建設工事に係る建築物等及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等の作業場所に関する調査、搬出経路に関する調査、残存物品の有無の調査、吹付け石綿等の付着物の有無の調査等を行い、この調査に基づき、分別解体等の計画を作成しなければならない。(建設リサイクル法第9条、施行規則第2条)

対象建設工事を受注しようとする建設業者は、発注しようとする者に対し、解体する建築物等の構造、使用する特定建設資材の種類、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画等の事項について、書面を交付して説明しなければならない。(建設リサイクル法第12条)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(抄)
(分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3・4 (略)

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2・3 (略)

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 (略)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)(抄)

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象建設工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物

その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。

二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。

三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。

2～6 （略）

<労働安全衛生法（石綿障害予防規則）>

事業者は、建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。（石綿障害予防規則第3条）

事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの発散を防止又は抑制する方法、作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法が示されている作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。（石綿障害予防規則第4条）

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抄）

（事前調査）

第三条 事業者は、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 （略）

（作業計画）

第四条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一 作業の方法及び順序

二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 （略）

<大気汚染防止法>

吹付け石綿等を発生又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体等を行う者は、当該作業の14日前までに、当該建築物の部分における特定建築材料の種類や、使用箇所・使用面積等を都道府県知事に届けなければならない。

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抄）
（特定粉じん排出等作業の実施の届出）
- 第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定工事の場所
 - 三 特定粉じん排出等作業の種類
 - 四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 六 特定粉じん排出等作業の方法
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

2. マニフェスト類似制度

< 廃棄物処理法 >

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

マニフェスト（管理票）は、7枚つづりの伝票（A・B1・B2・C1・C2・D・E）で、産業廃棄物の種類や数量、運搬や処理を請け負う事業者の名称などを記載する。収集・運搬や処理などを請け負った者は、委託された業務が終わった時点でマニフェストの必要部分を委託者に渡すことで、適正に処理を終えたことを知らせる。紙のマニフェストのほか、電子データで同様のやり取りをする電子マニフェストも利用できる。

< 家電リサイクル法 >

家電リサイクル法では、家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者から、再商品化等を行う製造業者等までの対象機器の確実な運搬を確保するため、管理票制度が導入されている。

小売業者は、排出者から廃棄物を引き取るときに管理票を発行し、その写しを排出者に交付する。小売業者は、廃棄物を製造業者等に引き渡す際に当該管理票を製造業者等に交付し、製造業者等は引取印を押した管理票を小売業者に回付する。小売業者は、回付された管理票を3年間保存しなければならない。小売業者は、排出者から当該管理票の閲覧の申し出があったときは、これに応じなければならない。